

平成31年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(2)のどちらか1題を選んで解答しなさい。3.に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、〔問〕(1)～(2)のどれかが分かるように、番号を付しなさい。(20点)

〔問〕

- (1) 行政法学における法律の留保原則について、論じなさい。
- (2) 法規命令と行政規則の意義、両者の差異とその相対化について、論じなさい。

2. 次の〔問〕の(3)～(4)のどちらか1題を選んで解答しなさい。3.に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、〔問〕(3)～(4)のどれかが分かるように、番号を付しなさい。(20点)

〔問〕

- (3) 「行政上の義務履行確保手段としての執行罰」と「行政上の秩序罰」の異同について、論じなさい。
- (4) 国家公務員Aが故意に違法な公権力の行使を行い私人Bに損害を与えた場合、BはA個人を被告として民法に基づき不法行為による損害賠償請求を行うことができるか、論じなさい。

3. 次の〔事例〕を読んで、そのあとの〔問〕(5)～(7)の全てに答えなさい。解答には、〔問〕(5)～(7)のどれかが分かるように、それぞれ(5)～(7)を付しなさい。配点に留意して解答すること。

〔事例〕

Y県Z市の住民Xは、Z市長（生活保護法上の「保護の実施機関」）の保護決定により生活保護を受給していたが、基準では保有を認められない車（A）を保有しているという理由で、平成30年12月1日、Z市長から、「平成31年1月31日までに車（A）を処分する（売り払う）こと」を内容とする指示（生活保護法27条1項による。以下「本件指示」という）を、文書で受けた。

これに不服のXは、平成30年12月4日、Y県知事に対し、行政不服審査法に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という）を行うとともに、同時に、同知事に対して同法に基づき本件指示の執行停止の申立て（以下「本件執行停止申立て」という）を行った。

本件指示は行政手続法2条4号の不利益処分であるものとし、かつ、その手続に法律上の瑕疵はなく、また、本件審査請求及び本件執行停止申立ては適法になされているものとする。

〔問〕

(5) Y県知事が、本件執行停止申立てにつきその必要はないと考え、Xに「執行停止をしない旨の決定」(以下「本件停止不決定」という)を平成31年1月4日に通知したものとする。この場合、Xは、本件停止不決定の取消しを求めて抗告訴訟(取消訴訟)を提起することができるか、論じなさい。(本件停止不決定の処分性に限定して論じてよい) (25点)

(6) (5)と異なり、Y県知事が本件執行停止申立てに対してその必要があると認める場合、どのような内容の執行停止の決定をするのが適切か、論じなさい。 (15点)

(7) (6)の場合に、Y県知事がした執行停止の決定(以下「本件執行停止決定」という)に対して、Z市又はZ市長は、本件執行停止決定の取消しを求めて抗告訴訟(取消訴訟)を提起することができるか、論じなさい。(審査請求その他の不服申立ての可否・要否は考慮しなくてよい) (20点)

【参考条文】

1 生活保護法(抜粋)

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2・3 (省略)

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、…、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 (省略)

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4・5 (省略)

(事務の区分)

第八十四条の五 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(注、同法別表第三により、生活保護法27条1項の指示は、第一号法定受託事務とされている。)

2 地方自治法(抜粋)

第二条 (第8項まで略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

二 (省略)

第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。(後段省略)

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の処分 都道府県知事

三～ (省略)